

岩手県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った令和2年度の出納その他の事務の執行に係る財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月4日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 寺 沢 剛
 岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 監査対象団体、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象団体		監査の実施内容	監査の着眼点
区 分	名 称		
補助金、 交付金、 負担金等 の財政的 援助を与 えている 団体	公益財団法人岩手県国際交流協会	監査対象団体で処理している事務のうち、県の財政的援助に係る収入、支出、契約、財産管理及び事業実施の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか、財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの又は使途の不明なものはないか、計画と実施内容は相違していないか等に着眼して監査を行った。
	I G Rいわて銀河鉄道株式会社	〃	〃
	公益財団法人岩手県体育協会	〃	〃
	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	〃	〃
	岩手県民生委員児童委員協議会	〃	〃
	学校法人岩手医科大学	〃	〃
	公益社団法人岩手県トラック協会	〃	〃
	岩手県産株式会社	〃	〃
一般社団法人岩手県栽培漁業協会	〃	〃	
出資して いる団体	公益財団法人岩手県国際交流協会	監査対象団体で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び団体運営の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入及び支出の各事務は適正に行われているか、基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか、利益処分は適正に行われているか等に着眼して監査を行った。
	I G Rいわて銀河鉄道株式会社	〃	〃
	公益財団法人岩手県文化振興事業団	〃	〃
	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	〃	〃
	岩手県産株式会社	〃	〃
一般社団法人岩手県栽培漁業協会	〃	〃	
公の施設 の管理を	公益財団法人岩手県消防協会	監査対象団体で処理している事務のうち、県の指定管理に係る収入、	基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納

行わせて いる団体		支出、契約及び事業実施の各事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	事務が適正に行われているか等に 着眼して監査を行った。
	公益財団法人岩手県文化振興事業団	〃	〃
	セントラルスポーツ株式会社・株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループ	〃	〃
	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	〃	〃
	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	〃	〃
	株式会社図書館流通センター	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 委託契約に定められている法令に基づく建築設備及び防火設備の点検を行っていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。